

編入学（入学）について

1 就学条件 （ホーチミン日本人学校規則第6条より）

第6条 就学資格

この学校に就学できる者は、在ホーチミン日本国総領事館管轄区域内に在住し、日本国籍を有し、次の条件に該当し学校運営委員会の承認を得た者とする。

- ① 小学部においては「4月2日現在満6歳以上」中学部においては「小学校の課程を修了した者」とする。
 - ② 日本語能力が、日本の教育レベルに達していること。
 - ③ 中学部3学年においては、受験指導並びに受験手続を適切に行うために、2学期以降の編入は認めない。
2. 前項の規定にかかわらず、入学を許可すべき事情があると学校運営委員会が認める子女については、就学を許可することができる。

第6条第2項に関する運用細則

<特別な支援を要する子女の受け入れについて>

本校には特別支援学級は設置されていない。特別な配慮を要する子女（身辺自立に支援が必要な子女、医療行為が必要な子女等）については、必ず事前に相談すること。

面接及び入学検査を実施し、学校運営委員会が受入の判断を行う。面接及び入学検査結果、受入が認められない場合もある。

また、通常の編入学（入学）子女についても、編入（入学）後、学校が必要と判断した場合は、専門医・専門機関への受診等を依頼する場合がある。

2 編入学の提出書類

- ① 入学願書
- ② 児童生徒調査票（本校指定用紙）
- ③ 編入生資料
- ④ パスポート写し
- ⑤ スクールバス利用申込書
- ⑥ 代理人登録申込書（ロジテム社提出用）

※⑤、⑥については、スクールバス利用希望者のみご提出ください。

<日本の学校からの編入学の場合>・・・在籍校で発行していただけます。

○在学証明書（必須）：そのまま本校へご提出ください。

○教科用図書給与証明書：海外子女教育振興財団と連絡を取り、必要な教科書を受け取ってから出国してください。

○「指導要録（写）」「健康診断票・歯科検査票」

※ 本来は、学校間で送受するものですが、本校が日本国外にあるため、平成23年度に時間短縮及び確実性の観点から保護者が前籍校から預かり、本校へ提出していただく方法に変更しました。

<その他の学校（現地校、インターナショナルスクールなど）から編入学の場合>
上記に代わるものがあればご提出ください。

3 教科書

教科書は、国からの無償配布になっています。日本から編入学する場合は、在籍校が作成した教科用図書給与証明書を海外子女教育振興財団に提出して、必要な教科書を受領してください。在留邦人の場合は、在外公館を通じて支給されます。

※海外子女教育振興財団

（東京）〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル6階

TEL：03-4330-1341（代表）

FAX：03-4330-1355

（大阪）〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル3階

TEL：06-6344-4318

FAX：06-6344-4328